

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2年度における

## 静岡県特定不妊治療費助成制度の所得要件の取扱いについて

通常、所得要件について、夫及び妻の前年(1月～5月に申請する場合は前々年)の合計所得が730万円未満である方が助成対象となりますが、令和2年度に限り、下記対象者を助成対象として取り扱います。

### 1 対象者

令和2年4月1日以降に治療が終了し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに申請される方のうち、以下の(1)又は(2)に該当する方

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急変し、夫及び妻の令和2年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの方

⇒令和2年の所得の合計額を推計し、判定します

#### ア 給与所得者

<必要書類> 1～3すべての書類が必要です。

1	令和2年度所得課税証明書(令和元年中の所得額を証明するもの)	
2	1か月分の給与額が確認できるもの (1) 会社作成の給与見込 (2) 令和2年2月から申請日の属する月までの任意の1か月の給与明細 (3) 預貯金通帳の給与収入の振込の記帳ページ等	(1)～(3) のいずれか
3	賞与等が確認できるもの (1) 賞与等の明細 (2) 勤務する会社等が定める賃金規定・賞与等の支給方針等	(1)、(2) のいずれか

#### イ 個人事業主等

<必要書類> 1及び2の書類が必要です。

1	令和2年度所得課税証明書(令和元年中の所得額を証明するもの)
2	令和2年2月から申請日の属する月までの任意の1か月の売上台帳等 ※収入や必要経費が複数月にまたがる場合は、複数月分の売上台帳等も必要になります。

#### ウ その他

お持ちの方は上記アやイと併せて、御提出ください。

(1) 離職票 (2) 雇用保険受給資格者証 (3) 解雇通知書 (4) 破産宣告通知書 (5) 廃業等届出 (6) 新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があったもの等を 支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書等	(1)～(6) のいずれか
---	------------------

(2) 新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合に、平成30年の所得が730万円未満であって、令和元年の夫及び妻の所得の合計額が730万円以上となる方

⇒平成30年の所得の合計額で判定します

<必要書類>

(1) 令和2年度所得課税証明書(令和元年中の所得額を証明するもの)	(1)及び(2)
(2) 令和元年度所得課税証明書(平成30年中の所得を証明するもの)	

## 2 推計方法について

### (1) 給与所得者の場合

ア及びイの合計から給与所得控除を差し引いた金額

ア 令和2年2月から申請日の属する月までの任意の1か月の給与×12

イ 賞与等の推計額

### (2) 個人事業主等の場合

アからイを差し引いた金額

ア 令和2年2月から申請日の属する月までの任意の1か月の収入×12

イ 必要経費

※ 推計方法は提出された書類等により随時判断します。御了承ください。

## 3 問い合わせ先



生きがいと健康づくりイメージキャラクター「ちゃっぴー」

お住まい	管轄の健康福祉センター	電話番号
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町	賀茂健康福祉センター	0558-24-2056
松崎町、西伊豆町	〃 松崎保健支援室	0558-24-2056
熱海市、伊東市	熱海健康福祉センター	0557-82-9120
沼津市、三島市、裾野市、伊豆の国市、 函南町、清水町、長泉町	東部健康福祉センター	055-920-2057
伊豆市	〃 修善寺支所	0558-72-2310
御殿場市、小山町	御殿場健康福祉センター	0550-82-1222
富士宮市、富士市	富士健康福祉センター	0545-65-2639
焼津市、藤枝市、島田市、川根本町	中部健康福祉センター	054-644-9276
牧之原市、吉田町	〃 榛原分庁舎	0548-22-1151
磐田市、袋井市、森町	西部健康福祉センター	0538-37-2251
掛川市、御前崎市、菊川市	〃 掛川支所	0537-22-3263
湖西市	〃 浜名分庁舎	053-594-3661